

## 議案第 27 号

北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年北名古屋市条例第118号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成24年3月2日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提案するのは、家庭系廃棄物から分別収集する資源物の持ち去り行為の防止を図るため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成18年北名古屋市条例第118号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

(5) 資源物 再利用を目的として家庭系廃棄物から分別収集する物をいう。

第15条の次に次の1条を加える。

(収集又は運搬の禁止等)

第15条の2 一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に排出された規則で定める資源物については、市及び市から収集、運搬の委託を受けた者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為を行った者に対し、当該行為を行わないよう命ずることができる。

第18条第1項中「又」を「また」に、「第7条第2項又は第5項」を「第7条第2項又は第7項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。